

議側の態度を表明する3つの声明案が提案された。第一は会長提案のもので、「現在なお『要綱』の公選・推薦併用方式が最善と考えており、多くの点が政令に委ねられている改正法案には不満であるが、国会が充分審議をつくされることを望む」という相変わらず“玉虫色”のものであったが、会長は「改正法案には反対ではなく前向きに受けとめるものである」との趣旨説明を行った。

第二は第5部を除く各部の有志25名（代表、塚田裕三会員）の提案で、「事前に本会議の同意を受けることなく性急に国会に提出するなど手続自体が独立性、自主性を犯すものである」とした上で、改正法案の内容について6項目にわたって問題点を列記し、「改正法案は本会議の存在理由をおびやかす、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるを得ない。政府および国会は、本会議の意のある所を十分汲みとられたい」と結んだもので、改正法案には賛成し難いという立場を表明したものであった。第三は第5部提案のもので、改正法案全面賛成を表明したものであった。

この3案は第5部案、有志案、会長案の順序で票決された。票決の結果は、第5部案は賛成52反対106白票10で否決、有志案は賛成91反対71白票6で可決、会長案は賛成80反対73白票15で否決となった。その結果有志提案の「日本学術会法の一部を改正する法律案について（声明）」が学術会議の正式の態度表明となった。この事態

に到り久保会長は辞意を表明し、安藤、八十島両副会長もこれになった。その結果新三役の選挙が行われ、塚田裕三（第7部）会長、渡辺洋三（第2部）、藤巻正生（第6部）両副会長が選出された。この学術会議の態度表明を反映したのであろうか、改正法案は遂に継続審議になった。

このように学術会議は新三役のもとで「改革要綱」の実現をめざす決意を内外に表明したのであるが、事態はなまやさしいものではない。改正法案が継続審議になった結果、第13期の会員選挙が現行法で実施されるのであるが、久保前会長は法案の国会通過を見越して、有権者の資格審査など選挙準備を一切放置していたのである。その結果、立候補届出などの期日を延期せざるを得なくなり、急拠再び臨時に第90回総会が6月20日開かれた。そして、立候補届出8月27日～9月10日、投票締切日12月19日など選挙日程の延期が決められた。9月には臨時国会が開かれ、継続審議になっている改正法案の審議も再開されるであろう。会員の選挙中に改正法案が成立する場合はどうなるかなど、事態はまだ流動的である。特に学術会議の命運がかかっている重要な国会といわなければならない。会員の皆さんの監視を強く要望する次第である。

（日本学術会議会員 増田善信）

## 訂 正

本誌30巻第7号、p. 315（“大気汚染物質の除去作用に関する第4回国際会議に出席して”）の脚注から、表題の会議の英名称 “The 4th International Conference on Precipitation Scavenging, Dry Deposition and Resuspension (SCADDER)” が脱落していましたので、ここにお詫び致します。